

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和6年2月15日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和6年2月15日(木) 午前10時 1分 開会
午前10時51分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	光好博幸	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	塚本 崇		
議長	水谷 毅	副議長	松本暁彦		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 福渡 隆 総務部長 山口 猛

1. 出席した議会事務局職員

同局次長 大西健一 同局副主査 濱野 淳

1. 案件

追加発送された議案の取り扱いについて

(午前10時1分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

福渡副市長。

○福渡副市長 おはようございます。本日はお忙しい中、議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

2月20日から開催されます令和6年第1回摂津市議会定例会におきまして、報告案件1件、予算案件14件、人事案件1件、条例案件19件、そのほかの案件5件、合計40件の議案の提出を予定しております。それぞれの案件の概要につきましては、この後、総務部長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。本日の委員会記録署名委員は、塚本委員を指名します。

それでは、第1回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 令和6年第1回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず初めに、報告第1号は、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第9号)専決処分報告の件でございます。本件は、エネルギー・食料品等価格の物価高騰の影響を受けた生活者に支援を行う観点から、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に10万円及び低所得者の子育て世帯に扶養されている18歳以下の子に対して一人当たり5万円を加算して給付金を支給するため、早急に対応が必要となる経費につきまして、歳入歳出それぞれ2億6,112万4,000円を追加する補正予算を地方自

治法第179条第1項の規定により、1月16日に専決処分をいたしましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

主な内容は、歳入では、国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億3,675万円を計上するほか、補正財源の調整として、財政調整基金繰入金を増額補正いたしております。歳出では、物価高騰支援給付金2億3,000万円、物価高騰支援給付金窓口等業務委託料2,134万7,000円などを計上いたしております。繰越明許費の補正では、物価高騰支援給付金事業を追加しております。

議案第1号から議案第8号までは、各会計の令和6年度当初予算でございます。

議案第1号、令和6年度摂津市一般会計予算でございます。令和6年度当初予算額は457億5,000万円で、令和5年度当初予算額455億1,500万円と比べ、2億3,500万円、0.5%の増となっております。

次に、議案第2号、令和6年度摂津市水道事業会計予算でございます。収益的収入は21億4,488万1,000円で、前年度に比べ、38万2,000円の減となっております。収益的支出は20億2,790万6,000円で、前年度に比べ、8,412万3,000円、4.0%の減となっております。資本的収入は5億4,020万円で、前年度に比べ、9140万円、14.5%の減となっております。資本的支出は13億2,582万3,000円で、前年度に比べ、6,910万1,000円、5.0%の減となっております。その結果、収入合計は26億8,508万1,000円で、前年度に比べ、9,178万2,000円、3.3%の減となっております。支出合計は33億5,372万9,000

円で、前年度に比べ、1億5,322万4,000円、4.4%の減となっております。

次に、議案第3号、令和6年度摂津市下水道事業会計予算でございます。収益的収入は39億7,283万円で、前年度に比べ、2億32万5,000円、5.3%の増となっております。収益的支出は38億6,192万1,000円で、前年度に比べ、1億4,390万円、3.9%の増となっております。資本的収入は26億1,747万4,000円で、前年度に比べ、8億3,534万2,000円、46.9%の増となっております。資本的支出は38億2,863万8,000円で、前年度に比べ、8億1,087万4,000円、26.9%の増となっております。その結果、収入合計は65億9,030万4,000円で、前年度に比べ、10億3,566万7,000円、18.6%の増となっております。支出合計は76億9,055万9,000円で、前年度に比べ、9億5,477万4,000円、14.2%の増となっております。

次に、議案第4号、令和6年度摂津市国民健康保険特別会計予算でございます。当初予算額は94億8,305万9,000円で、前年度に比べ、2億3,448万3,000円、2.5%の増となっております。

次に、議案第5号、令和6年度摂津市財産区財産特別会計予算でございます。当初予算額は14億9,043万6,000円で、前年度に比べ、3,606万5,000円、2.5%の増となっております。

次に、議案第6号、令和6年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算でございます。当初予算額は1,177万円で、前年度に比べ、5,000円の減となっております。

次に、議案第7号、令和6年度摂津市介護保険特別会計予算でございます。当初予算額は77億7,367万8,000円で、前年度に比べ、1億8,426万6,000円、2.4%の増となっております。

次に、議案第8号、令和6年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算でございます。当初予算額は16億2,303万3,000円で、前年度に比べ、2億3,038万9,000円、16.5%の増となっております。

続きまして、議案第9号から議案第14号までは、令和5年度の各会計の補正予算で、年度末を控え、決算を見込みながら不用額を整理するほか、一部増額補正を行うなど、予算調整を図っております。

まず、議案第9号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第10号)でございます。本件は、現計予算額485億2,164万円に10億6,785万円を追加し、補正後予算額を495億8,949万円とするものでございます。

繰越明許費の補正では、住民基本台帳事務事業など8事業を追加いたしております。

地方債の補正では、味生コミュニティセンター(仮称)建設事業及び学童保育施設増設事業の限度額を変更するものでございます。

次に議案第10号、令和5年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)でございます。収益的収入では、既決額21億4,481万9,000円から5,521万6,000円を減額し、補正後の予算額を20億8,960万3,000円、収益的支出では、既決額20億8,678万5,000円から8,926万5,000円を減額し、補正後の予算額を19億9,752万

円、資本的収入では、既決額6億3,160万円から2,800万円を減額し、補正後の予算額を6億360万円、資本的支出では、既決額13億8,410万9,000円から5,009万5,000円を減額し、補正後の予算額を13億3,401万4,000円とするものでございます。

債務負担行為では、水質管理事業を廃止するものでございます。

企業債の補正では、施設改修事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第11号、令和5年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。収益的収入では、既決額37億448万7,000円から253万5,000円を減額し、補正後の予算額を37億195万2,000円、収益的支出では、既決額36億5,382万6,000円から5,835万8,000円を減額し、補正後の予算額を35億9,546万8,000円、資本的収入では、既決額17億8,213万2,000円から1億4,980万9,000円を減額し、補正後の予算額を16億3,232万3,000円、資本的支出では、既決額30億1,780万5,000円から1億5,508万1,000円を減額し、補正後の予算額を28億6,272万4,000円とするものでございます。企業債の補正では、公共下水道事業など2事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第12号、令和5年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。本件は、現計予算額92億3,908万8,000円に1億3,201万3,000円を追加し、補正後の予算額を93億7,110万1,000円とするものでございます。

次に、議案第13号、令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。本件は、現計予算額77億7,501万4,000円から118万6,000円を減額し、補正後の予算額を77億7,382万8,000円とするものでございます。

次に、議案第14号、令和5年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、現計予算額13億9,264万4,000円に3,189万8,000円を追加し、補正後の予算額を14億2,454万2,000円とするものでございます。

続きまして、議案第15号は、教育委員会委員の任命について同意を求める件でございます。本件は、教育委員会委員の坂井知子氏の任期満了に伴い、新たに榊奈津子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第16号は、摂津市子どもを虐待から守る条例制定の件でございます。本件は、子どもを虐待から守る取組を推進し、虐待のない地域社会を実現するため、新たに条例を制定するものでございます。その主な内容は、児童虐待は重大な人権侵害行為であること、いかなる利用があろうと、未来を担う子どもに対する虐待は決して許されるものではないことを前文に明記し、市は、保護者や関係機関、市民と一体となって子育て家庭を支え、子どもを虐待から守る取組を推進し、虐待のない地域社会の実現を目指すことを決意するものでございます。また、子どもに関係する者の責務として、市の責務のほか、

保護者の責務、関係機関等の責務、市民等の責務を明記し、それぞれの立場において、子どもを虐待から守る取組を行うものでございます。また、保護者の責務として、体罰、その他の子どもの尊厳を傷つける全ての行為を行ってはならないことや、子どもの安全の確認を行うための措置への協力、市等からの助言・指導に対して必要な改善を行うものと定め、その対象に保護者の交際する者も含めるものでございます。そのほか、虐待を行った保護者に対する支援として、虐待を受けた子どもとの良好な関係を構築するための支援及び保護者の心身の回復に資する支援を実施するものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第17号は、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、がん検診運営委員会を設置するとともに、鳥飼まちづくりランドデザイン策定委員会を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。その主な内容は、摂津市がん検診運営委員会を設置し、その担当事務を市が実施するがん検診の実施方法、精度管理についての調査・審議に関する事務とするものでございます。また、委員会の委員の報酬の額を月額9,000円とするものでございます。

そのほか、摂津市鳥飼まちづくりランドデザイン策定委員会を廃止するものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第18号は、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件に

ついてでございます。本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その主な内容は、同法別表第2の廃止に伴い、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」とあるのを、「特定個人番号利用事務」に、「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」とあるのを「利用特定個人情報」に改めるものでございます。なお、施行日は、規則で定める日といたしております。

次に、議案第19号は、摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その内容は、同法の条ずれに伴い、引用箇所の整備を行うものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第20号は、摂津市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、いじめ問題対策委員会委員及びいじめ問題再調査委員会委員の報酬の額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。その内容は、いじめ問題対策委員会委員の報酬額について、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査の実施または報告書の作成に関する業務を行う場合は、時間額1万1,000円とするものでございます。また、いじめ問題再調査委員会委員の報酬額について、同法に規定する再調査の実施または報告書の作成に関する業務を行う場合は、時間額1万1,000円とするものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第21号は、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その主な内容は、戸籍に関する事務の電子証明書提供用識別符号の発行について、1件の手数料を戸籍の場合は400円、除籍の場合は700円とするものでございます。ただし、マイナポータルを通じて電子情報処理組織により自動的に特定した戸籍または除籍の識別符号を発行する場合には、当該発行に係る手数料を徴収しないこととするものでございます。なお、施行日は、令和6年3月1日といたしております。

次に、議案第22号は、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、動物の愛護及び管理に関する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その内容は、狂犬病の予防に関する事務について、マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例制度による犬の登録に係る手数料を徴収しないこととするものでございます。また、移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者のうち、当該移動式製造設備について、液化石油保安法の許可を受けたものについては、設備の処理容積にかかわらず、高圧ガスの製造許可に係る手数料を6,000円とするものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。ただし、一部の規定は、同年6月1日といたしております。

次に、議案第23号は、摂津市立学校条例の一部を改正する条例制定の件ござ

います。本件は、鳥飼東小学校を鳥飼小学校に統合するため、所要の改正を行うものでございます。その内容は、鳥飼東小学校の規定を削除するものでございます。なお、施行日は、令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第24号は、摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その内容は、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターが一元化されることに伴い、「福祉型児童発達支援センター」とあるのを「児童発達支援センター」に改めるものでございます。また、児童発達支援センターの使用料の額の特例期間を延長するものでございます。そのほか、規定の全般にわたり条文の整備を行うものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第25号は、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その主な内容は、事業所の運営規程等の重要事項の書面掲示に加え、ウェブサイトへの掲載を義務づけるものでございます。そのほか、特定利用保育の基準及び特別利用教育の基準の読替規定等、所要の規定の整備を行うものでございます。なお、施行日は、公布の日といたしております。ただし、一部の規定は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第26号は、摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、第6集会所及び第30集会所（一津屋西老人常設集会所）を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。なお、施行日は、第6集会所は、令和7年4月1日、第30集会所は、同年1月1日といたしております。

次に、議案第27号は、摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その内容は、同法の条ずれに伴い、引用箇所の整備を行うものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第28号は、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、大阪府国民健康保険運営方針に基づく府内統一基準に基づき、国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その主な内容は、基礎賦課額の保険料率について、所得割を「8.94%」から、「市町村標準保険料率（国民健康保険法第82条の3第1項及び第3項の規定により、大阪府が算定し、通知する市町村標準保険料率）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」に、被保険者均等割を「3万3,345円」から、「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に、世帯別平等割を「3万3,247円」から、「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」に、それぞれ改定するものでございます。

後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

については、所得割を「2.97%」から、「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」に、被保険者均等割を「1万584円」から、「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に、世帯別平等割を「1万574円」から、「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」に、それぞれ改定するものでございます。

介護納付金賦課額の保険料率については、所得割を「2.61%」から、「市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」に、被保険者均等割を「1万9,552円」から、「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に、それぞれ改定するものでございます。また、基礎賦課額に係る賦課限度額を「65万円」から、「各年度の保険料の賦課期日の前日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に規定する額」に、後期高齢者支援金賦課額に係る賦課限度額を「20万円」から「各年度の保険料の賦課期日の前日において施行されていた同令第29条の7第3項第8号に規定する額」に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を「17万円」から、「各年度の保険料の賦課期日の前日において施行されていた同令第29条の7第4項第8号に規定する額」に、それぞれ改定するものでございます。また、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額について、これらの額の10分の5を減額して保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を

「29万円」から、「同令第29条の7第5項第3号口の規定において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額」に、10分の2を減額して保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を「53万5,000円」から、「同令第29条の7第5項第3号ハの規定において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額」に、それぞれ改定するものでございます。そのほかに、退職被保険者が廃止されることによる退職被保険者の規定を廃止するものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第29号は、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その主な内容は、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料を改定し、新たに第13段階から第17段階を新設するものでございます。また、第6段階から第12段階の基準所得金額を変更し、新たに、第13段階から第17段階の基準所得金額を設定するものでございます。そのほかに、普通徴収に係る納期を毎月末日から、7月から3月までの各月の末日とするものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第30号は、摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、介護保険法施行規則の改正に伴い、同法の

引用箇所の整備を行うものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第31号は、摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その主な内容は、指定居宅サービス事業者等とのモニタリングについて、一定の要件を満たす場合に、少なくとも2か月に1回等、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものでございます。また、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供に当たっては、身体的拘束等を行ってはいけないことを、身体的拘束等を行う場合には、理由の記録を義務づけるものでございます。また、指定居宅介護支援事業所の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、原則、要介護者の数に、要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が、44以下であれば必要なケアマネジャーは1人とし、44の倍数ごとに一人ずつ増やすこととするものでございます。そのほかに、居宅サービス計画

の内容の説明について、前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護等の各サービスの利用割合及び各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明し、理解を得ることを努力義務とするものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。ただし、一部の規定は、令和7年4月1日といたしております。

次に、議案第32号は、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、水道法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その内容は、「厚生労働省令」とあるのを「国土交通省令」に改めるものでございます。

なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第33号は、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その主な内容は、非常勤消防団員の損害補償に係る補償基礎額を、階級及び勤務年数に応じて、それぞれ、30円から200円引上げるものでございます。また、消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げるものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第34号は、摂津市減債基金条例を廃止する条例制定の件でございます。本件は、減債基金を廃止するため、当該条例を廃止するものでございます。なお、施行日は、令和6年3月29日といたしております。

続きまして、議案第35号は、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議の件でございます。本件は、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会の事務所の移転に伴い、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部を変更することに関し、豊中市・吹田市・池田市及び箕面市と協議を行うことについて、地方自治法第252条の6の規定により、その例によることとされる同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。変更の内容といたしましては、協議会の事務所の所在地を吹田市江坂町1丁目21番6号吹田市消防本部内から、吹田市佐竹台1丁目6番3号吹田市総合防災センター内とするものでございます。なお、施行日は、令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第36号及び議案第37号は、工事請負契約変更の件でございます。本件は、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。変更契約の内容でございますが、議案第36号は、株式会社永商興産との千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に係る下水管布設工事の契約金額を3,082万9,700円増額し、1億7,159万7,800円に変更するものでございます。

議案第37号は、令和5年2月20日の本会議で議決されました、協同建設株式会社との千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に係る解体工事の契約金額を、1億4,194万5,100円増額し、4億2

09万5,100円に変更するものでございます。

次に、議案第38号は、市道路線認定の件でございます。本件は、千里丘100号線など8路線を市道路線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第39号は、市道路線廃止の件でございます。本件は、千里丘59号線など3路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、令和6年第1回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

何か質問があればお受けします。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

それでは、第1回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

濱野副主査。

○濱野事務局副主査 令和6年第1回定例会の審議日程案等についてご説明申し上げます。

会期は2月20日から3月27日までの37日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の2月20日は、令和6年度市政運営の基本

方針と付託案件についての提案説明、即決案件の審議でございます。また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

2月26日の正午が代表質問の届出締切りでございます。

3月4日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託の後、5日にかけての2日間が代表質問でございます。

7日が文教上下水道常任委員会及び民生常任委員会、8日が総務建設常任委員会と常任委員会の予備日、11日、12日及び13日が常任委員会の予備日、15日が駅前等再開発特別委員会でございます。また、13日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

25日が議会運営委員会、27日は本会議で一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、議事日程についてご説明申し上げます。

まず、2月20日につきましては、日程1は、会期の決定でございます。

日程2は、令和6年度市政運営の基本方針でございます。

日程3は、淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙で、指名推選で当選人を決定します。

日程4は、議案第15号、教育委員会委員の任命についての同意で、先ほどの協議会での態度表明を基に、簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程5は、議案第1号、令和6年度摂津

市一般会計予算など、付託案件の33件で一括して提案説明を受けていただきます。なお、質疑は後日となります。

日程6は、議案第21号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件で即決でございます。

日程7は、議案第36号、工事請負契約変更の件で即決でございます。

日程8は、議案第37号、工事請負契約変更の件で即決でございます。

日程9は、議案第38号、市道路線認定の件で即決でございます。

日程10は、議案第39号、市道路線廃止の件で即決でございます。

日程11は、報告第1号で、報告、質疑を受けた後、即決でございます。

3月4日は、日程1が議案第1号、令和6年度摂津市一般会計予算など、付託案件の33件で、質疑の後、所管の委員会へ付託となります。

日程2が代表質問でございます。5日も代表質問でございます。

最終日、27日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第1号など、委員会付託案件の33件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次の議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会と議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会と審査いただく案件でございます。最後の所管別分割表につきましては、議案第1号、令和6年度一般会計予算及び議案第9号、令和5年度一般会計補正予算(第10号)について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。なお、採決方法を記載した議事日程と淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙に係る議選書につ

きましては、2月20日の本会議開会までに、議場配付させていただきます。

以上、事務局案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議がないようですので、そのように決定をいたします。

次に、説明事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

濱野副主査。

○濱野事務局副主査 写真撮影についてご説明させていただきます。

2月20日の本会議初日に、市長から、令和6年度市政運営の基本方針に関する説明を受ける際、例年どおり広報課より写真撮影を行いたいとの申出があります。また、3月4日、5日の代表質問時には、議会だより第235号に質問をされている様子の写真を掲載できるよう印刷委託先のカメラマンによって写真撮影を行いますので、よろしくをお願いします。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 では、次に、議員の請負の状況の公表について協議を行います。

本件につきましては、前回の本委員会で事務局より説明を受け、各会派へお持ちかえりいただいております。本日は、ご意見等がありましたらお伺いしたいと思います。

ございますでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 本件は、議員の請負に対して、法律でこれを認める形で可決され、それに伴って公表する決まりを摂津市議会をつくっていくと思います。委員に対して、お金のやりとりについては、国民の皆さん

から厳しい目があります。議員のなり手を増やすことを名目に、請負を認めることに對して、我が党は国会でも反対を行いました。そもそも、こういうことを広げるべきではないという立場であります。法律の改正に伴って、それを公表するという事ですから、この議案に対しては賛成する立場です。インターネット、ホームページ上で、誰がどのように請負をしたかを翌年度出すと思います。他市ではもっと厳しい形での対応を求めているところもあります。契約時すぐに発表するとか、契約書など様々な資料も添付して見れるようにするなどです。

摂津市においては、現在こういう請負をしている議員がいないということです。即座に求めるつもりはありませんが、今後そういう議員が出てくれば、今の公表の仕方では本当にいいのか問題も出てくると思います。委員長が趣旨説明をされるときに、より高い公平性、透明性を求める必要が出てきた場合には、その都度見直すこと、市民から疑念が指摘された場合は、議会は直ちに当該議員に対し関係資料の提出を求め、公開で調査すること、そういう議員が公平性、透明性をきちっと市民に対して明らかにしなければならぬことについて、市議会としてしっかりと意思を持っていることを趣旨説明の中にぜひ入れていただきたい。

以上です。

○村上英明委員長　ほかございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長　先ほどの増永委員の発言については、今後、事務局等々も含めながら、調整をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、本件につきましては、本会議最終日に議案として提出できるよう進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、次に、議場での電子機器の対応についてであります。

本件につきましては、第4回定例会において、本会議中に議員が携帯電話を使用していたとの指摘が傍聴者よりあったことを受けて、本日確認をさせていただきます。

議場における議員の携帯電話を含めた電子機器の取扱いにつきましては、使用などを控えるよう対応してまいりました。これにつきましては、他市では申し合わせにより対応しているところもありますが、議員個々のマナーの問題でもあることから、引き続き、運用上において同様の対応をしてまいりたいと考えております。つきましては、今後も議場での携帯電話使用などは控えていただきますよう、委員長からお願いをさせていただきます。

また、本件につきましては、各党派内で情報共有していただきますよう、併せてお願いをいたします。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時51分　閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長　村上英明

議会運営委員　塚本　崇